

東北電力は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(8局)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源の強化や通信回線の強化(予定)を実施
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(12台)
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、モニタリングポストとあわせて原子炉格納施設周辺の放射線量を測定
- モニタリングカーおよびサーベイメータ等を搭載する車両
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置やサーベイメータ等を搭載するモニタリングカー等(2台)を配備



モニタリングポスト【8局】



可搬型モニタリングポスト【12台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



(サーベイメータ)

(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定剤素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、青森県は計11箇所の施設に合計約424,000丸の丸剤と約1,500gの粉末剤を備蓄。【P】
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より各市町村が指定する一時集合場所（計●箇所）及び避難退域時検査場所（候補地計16箇所）に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。【P】
- 今後、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布についても検討。【P】



(凡例)

- : 安定ヨウ素剤備蓄場所
- : 一時集合場所
- : 避難退域時検査場所候補地

安定ヨウ素剤備蓄場所

青森県: 11箇所

県及び市町村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

各町村が指定する一時集合場所で緊急配布※1

(計●箇所)

東通村: 7箇所 <small>ひがしどおりむら</small>	むつ市: ●箇所 <small>むつしよむら</small>
横浜町: 12箇所 <small>よこはままち</small>	六ヶ所村: 13箇所 <small>ろっかしょむら</small>
野辺地町: ●箇所 <small>のへじまち</small>	

避難退域時検査場所で緊急配布※2

野辺地町: 候補地2箇所
のへじまち

※1: 一時集合場所で緊急配布する●市町村の住民は、避難退域時検査場所（候補地計16箇所）でも緊急配布を受けられる
 ※2: 避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち発災時に青森県が指定する箇所において配布